

◎ 附 録

1 昭和47～平成11年度催物展開催状況

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
S47	鳥取県の民俗年中行事写真展	48. 3. 3～ 3.25	第 2 展 示 室	
48	博物館美術資料館蔵品展	48. 7.31～ 8.19	第 3 展 示 室	
49	日 本 の 野 鳥 展	49. 5.21～ 6. 9	〃	
	大 工 道 具 展	50. 3.15～ 3.30	〃	
50	日 本 の 野 鳥 展	50. 4.26～ 5. 9	〃	
	美 術 収 蔵 品 展	50. 6.17～ 7.13	〃	
	空から見た郷土写真展	50. 9.13～ 9.24	第 2 展 示 室	
	島 田 元 旦 展	51. 2.24～ 3.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 絵 図 展	51. 3.27～ 4.11	〃	
51	郷土に伝わる仏画展	51. 6.22～ 7.11	〃	
	博物館資料館蔵品展	51. 7.27～ 8.18	〃	
	発掘展 因伯の古代を掘る	51. 8.24～ 9.12	〃	
	失われた漁具展	51.11.14～11.28	〃	
	公募科学写真展	52. 3.13～ 3.27	第 2 展 示 室	
52	日本列島の野鳥展	52. 5.28～ 6.19	第 3 展 示 室	
	冬の民具展	52.11.12～11.27	〃	
53	山陰海岸の生物展	53. 5.27～ 6.18	〃	
	美術資料館蔵品展	53. 6.22～ 7. 9	第 1・第 3 展 示 室	
	秋のキノコ展	53.11.11～12. 3	第 3 展 示 室	
	民俗行事写真展	54. 3.10～ 3.25	〃	
54	発掘資料展 -秋里遺跡を掘る-	54. 6. 1～ 6.15	〃	
	古文書展と古地図展	54. 6.23～ 7. 8	〃	
	石谷美術コレクション展	55. 1. 8.～ 1.27	第 1・第 2・ 第 3 展 示 室	
	空からみた郷土写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 2 展 示 室	
	アインシュタイン 生誕 100 年記念写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 3 展 示 室	京都ドイツ文化センター共催、 鳥取大学協賛
55	古 文 書 展 ～ 因・伯の木綿～	55. 7.13～ 7.20	〃	
	自然資料展	55. 8. 2～ 8.31	〃	
	旧鳥取駅資料展	56. 3. 7～ 3.22	〃	
56	シカゴ・ランドフォールプレス版画展 ～現代アメリカの版画～	56. 6.16～ 6.28	〃	
57	自然資料展	57. 7.17～ 7.31	〃	
	館蔵美術資料展	57.11. 3～11.23	第 1 展 示 室	
	鳥 取 城	58. 3.20～ 4. 3	第 3 展 示 室	
58	前 田 寛 治 ～ 油彩と素描～	58. 4. 9～ 6.26	〃	
	堀 家 資 料 ～ 儒家堀家をめぐる人々～	58.11. 1～11.20	〃	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
59	生 駒 標 本 展	59. 8. 7～ 8.30	第 3 展 示 室	
	空 から 見 た 郷 土 写 真 展	60. 3. 1～ 3.17	第 2 展 示 室	
60	近 世 の や き も の と む り も の 展	60. 6.18～ 6.30	第 1 展 示 室	
	中 島 菜 刀 展	60. 9. 3～ 9.16	第 1 ・ 第 3 展 示 室	
61	自 然 資 料 展	61. 8. 1～ 8.28	第 2 展 示 室	
62	因 伯 の 古 地 図 展	62. 3.28～ 4.19	第 1 展 示 室	
	考 古 資 料 展 ～ 発 掘 さ れ た 古 代 の 情 報 ～	62.10.21～ 11.15	第 3 展 示 室	
	尾 崎 悌 之 助 遺 作 展	62.10.31～ 11.11	第 1 ・ 第 2 展 示 室	
63	自 然 標 本 展 ～ 夏 休 み に 学 ぶ 自 然 の い ろ い ろ ～	63. 7.27～ 8.21	第 2 展 示 室	
	君 野 コ レ ク シ ョ ン 展	63. 8. 7～ 8.21	第 1 ・ 第 3 展 示 室	
	第 31 回 日 本 伝 統 工 芸 中 国 支 部 展	63. 9.18～ 9.25	第 3 展 示 室	日 本 工 芸 会 中 国 支 部 ほ か 共 催
	絵 馬 と 信 仰 ～ 鳥 取 県 の 絵 馬 ～	63.11.15～ 12. 4	”	
H 1	橋 本 興 家 版 画 展	1. 3.11～ 4.16	第 1 ・ 第 3 展 示 室	
	オ ラ ン ダ 現 代 美 術 展	1. 4.23～ 5. 7	第 2 展 示 室	オ ラ ン ダ ・ ト ッ ト リ 現 代 美 術 交 流 展 実 行 委 員 会 ほ か 共 催
	因 ・ 伯 と 但 馬 の 襖 絵	1. 7. 8～ 7.30	第 3 展 示 室	
	空 から 見 た 郷 土 の す が た 展	1.11.16～ 12.13	第 2 展 示 室	
2	第 33 回 日 本 伝 統 工 芸 中 国 支 部 展	2. 9.22～ 9.30	第 3 展 示 室	日 本 工 芸 会 中 国 支 部 ほ か 共 催
	川 と 池 の 自 然 の く ら し	2.11.23～ 12.16	第 2 展 示 室	
3	山 地 の 自 然 の く ら し	3.12.4～ 4.1.19	”	
4	身 近 な 鳥 ・ 珍 し い 鳥	4. 5. 2～ 5.17	第 1 展 示 室	
	池 田 光 伸 展	4. 7. 1～ 7.12	第 3 展 示 室	
	第 35 回 日 本 伝 統 工 芸 中 国 支 部 展	4. 7. 2～ 7. 8	第 1 展 示 室	日 本 工 芸 会 中 国 支 部 ほ か 共 催
	海 岸 地 域 の 自 然 と く ら し	4.11.19～ 12.13	第 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 I ～ 江 戸 時 代 の 絵 画 ～	5. 2.13～ 3. 7	”	
5	夭 折 の 画 家 ・ 前 田 寛 治 と 異 色 の 彫 刻 家 ・ 辻 晉 堂	5. 4.25～ 5.30	第 1 ・ 第 2 展 示 室	
	画 家 伊 谷 賢 蔵 と 尾 崎 悌 之 助	5.12.16～ 6.1.23	第 1 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 II ～ 考 古 資 料 ・ 工 芸 資 料 の 美 ～	6. 2.15～ 3.13	”	
6	空 から 見 た 郷 土 の す が た	6. 6.14～ 7. 3	第 2 展 示 室	
	鳥 た ち の 世 界	6. 7.22～ 8.21	第 1 展 示 室	
	山 本 兼 文 遺 作 展 ～ 描 き ・ 彫 り ・ 刻 み 続 け た 半 世 紀 ～	6. 8. 2～ 8.15	第 2 ・ 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 III ～ 書 と 人 物 ～	7. 2.14～ 3.12	第 1 展 示 室	
7	～ 信 仰 の 造 形 ～ 郷 土 に 伝 わ る 仏 画 展	7. 4.22～ 5.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 地 図	7. 4.28～ 5.21	第 1 展 示 室	
	戦 後 50 年 ・ 戦 争 と 美 術	7. 7.20～ 8.20	第 3 展 示 室	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
7	安富コレクション総合展	8. 2.10～ 3.10	第 1 展 示 室	
8	山陰海岸のカニ ～カニと一緒に記念写真～	8. 7.19～ 8.25	第 3 展 示 室	
9	鳥取東照宮の宝物	9. 3.27～ 4.20	第 1 展 示 室	
	絵図と出土品でみる鳥取城	10. 2.13～ 3.15	〃	
10	岡村吉右衛門コレクション展 ーアジアの染織ー	10. 4.18～ 5.17	第 1 展 示 室	
	ロストワールド 太古の生きもの	10. 7. 2～ 8. 1	〃	
11	空から見た郷土のすがた	11. 4.16～ 5.16	第 2 展 示 室	
	鳥取県民の明治・大正・昭和	11.11.12～12.23	第 1 展 示 室	
	河北省の文物の人々の暮らし	12. 3.10～ 4.16	〃	

2 昭和47～平成11年度利用統計

年度	常設展			特別展			普及活動		研究相談	小計	許可利用			合計	
	小・中学生	高校生	一般	計	展覧会名	小・中学生	高校生	一般			計	館内	館外		展示室
47年度 (148日)	個人 16,804 団体 23,831 計 40,635	4,231	44,662	65,697	開館記念 郷土美術名作展 (10.1～10.22)	人	(28,563)	6,437	(28,213)	1,686	83	32,954	1,431	34,385	137,748
48年度 (306日)	個人 10,083 団体 14,289 計 24,372	2,109	23,891	36,083	第4回 日展 (4.7～4.29) 日本伝統工芸秀作展 (5.8～5.21) 郷土美術展 世の傑作展 (9.30～10.21)	人	9,072	6,148	15,126	1,700	608	58,311	4,009	62,320	169,181
49年度 (307日)	個人 8,858 団体 12,967 計 21,825	1,539	21,225	31,622	前田寛治とその仲間展 (4.28～5.19) 人類の進化と旧石器展 (7.28～8.26) 日本近世の美術工芸展 (10.13～11.4)	人	2,804	1,631	3,666	2,855	621	56,738	3,603	60,341	144,650
50年度 (310日)	個人 8,594 団体 11,246 計 19,840	1,430	22,815	32,839	郷土名刀展 (5.11～6.1) 鳥取の明治風俗展 (8.2～8.31) 鉄産展 (10.18～11.9)	人	745	255	3,092	2,975	755	23,212	2,904	26,116	103,643
51年度 (311日)	個人 7,097 団体 10,102 計 17,199	1,088	18,097	26,282	世界の貝展 (4.16～5.30) 松方コレクション展 (10.9～11.7)	人	11,047	1,932	10,369	2,231	618	83,822	4,803	88,625	212,031
				43,815	計		26,851	12,134	36,659						

年度	常設展			特 別			展 覧			普及活動		研究 相談	小 計	許 可 利 用			合 計	
	小・中学生 個人 団体 計	高校生	一 般	小・中学生 個人 団体 計	展 覽 会 名	小・中学生 個人 団体 計	高 校 生	一 般	計	館 内	館 外			展 示 室	講 堂 講 義 室	人		
52年度 (314日)	6,633 1,072 9,983 16,616	1,443	21,001	28,706	第8回 日 展 (4.29~5.19) 文化庁買上 優 秀 美 術 作 品 展 (8.6~8.26) 失 わ れ た 生 物 展 (10.8~11.6) 計	6,219 1,338 16,233 23,790	2,557 339 1,604 4,500	13,035 3,454 7,746 24,235	21,811 5,131 25,583 52,525	973	984	7,594	5,425	101,701	1,481	7,918	13,019	114,720
53年度 (312日)	6,885 11,454 18,339	1,062	22,959	30,906	近代 日 本 画 名 作 展 (4.29~5.21) 世 界 の 現 代 陶 芸 展 (7.20~8.17) 總 文 の 文 化 展 (10.7~11.5) 計	782 6,793 11,639	360 1,085 2,964	2,091 3,839 12,515	3,233 11,717 27,118	2,008	1,150	37,614	6,600	82,664	1,425	6,600	44,214	126,878
54年度 (312日)	6,676 10,412 17,088	924	25,049	32,649	山 陰 の 仏 教 美 術 展 (4.28~5.20) 科 学 者 レオナルド・ダ・ヴィンチ 展 (8.4~8.26) 日 本 海 1 0 0 万 年 展 (10.6~11.4) 現 代 美 術 選 拔 展 (12.8~12.22) 計	2,741 4,459 8,744 1,130 17,074	671 656 775 455 2,557	5,636 5,380 4,624 2,171 17,811	9,048 10,495 14,143 3,756 37,442	2,576	545	65,403	7,918	94,044	1,482	7,918	73,321	167,365
55年度 (309日)	7,768 10,135 17,903	919	22,776	31,463	日 本 の 人 形 文 化 展 (4.26~5.25) 第11回 日 展 (6.14~7.6) 關 西 洋 画 の 名 作 展 (10.18~11.9) 計	2,504 2,390 2,970 7,864	442 742 495 1,679	3,980 9,170 3,063 16,213	6,926 12,302 6,528 25,756	850	456	32,357	4,729	77,969	1,412	4,729	37,086	115,055
56年度 (309日)	10,674 13,210 23,884	959	26,525	38,158	近 世 の 衣 裝 美 術 展 (4.25~5.17) 鳥 取 県 1 0 0 年 展 (9.12~9.27・10.4~ 10.11・10.21~10.28) 日 本 の 美 術 展 (10.25~11.15) 計	960 20,346 4,315 25,621	537 552 961 2,050	3,566 12,049 4,246 19,861	5,063 32,947 9,522 47,532	800	1,012	30,606	4,000	110,019	1,591	4,000	34,606	144,625

区 分	常 設 展			特 別		展 覧			普 及 活 動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	展 覧 会 名	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	館 内 人			館 外 人	展 示 室 人	講 堂 人	
57 年 度 (297日)	個人	7,142	625	20,152	27,919	10,117	583	7,731	18,431	人	人	人	人	人	人	
	団体	7,078	1,058	4,180	12,316	655	70	3,542	4,267	879	551	26,760	5,850	32,610	106,494	
	計	14,220	1,683	24,332	40,235	14,177	1,147	15,543	30,867							
58 年 度 (298日)	個人	4,641	450	15,817	20,908	7,120	130	3,106	10,356							
	団体	7,914	1,332	3,793	13,029	3,966	218	3,921	8,105	559	(3,110) 3,656	20,186	5,980	26,166	89,482	
	計	12,555	1,782	19,600	33,937	14,015	763	9,450	24,228							
59 年 度 (306日)	個人	5,134	578	17,227	22,939	7,519	292	3,266	11,077							
	団体	5,878	646	3,953	10,477	231	278	1,592	2,101	848	(2,115) 2,785	11,636	6,435	18,071	77,955	
	計	11,012	1,224	21,180	33,416	11,747	854	9,177	21,778							
60 年 度 (301日)	個人	4,957	642	21,486	27,085	1,412	197	3,206	4,815							
	団体	5,594	853	4,344	10,791	6,238	146	6,083	12,467	935	(2,562) 2,820	28,773	5,240	34,013	94,043	
	計	10,551	1,495	25,830	37,876	7,650	343	9,289	17,282							
61 年 度 (303日)	個人	5,550	621	22,631	28,802	4,035	465	7,386	11,856							
	団体	6,166	939	5,332	12,437	2,961	756	4,724	8,441	1,449	(4,170) 4,501	(2,462) 35,379	6,020	41,399	110,126	
	計	11,716	1,560	27,963	41,239	6,996	1,221	12,110	20,327							

区分 年度	常設展			特 別		展 覧		普及活動		研究 相談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 個人 団体 計	高校生	一 般	計	展 覽 会 名	小・中学生 個人 団体 計	高校生	一 般	計			館内	館外	展示室	
62年度 (305日)	個人			人	狩野派の名宝展 (4.25~5.24)	1,568	611	6,695	8,874	人		人		人	
	団体	4,960	562	23,181	28,703	8,306	258	9,813	18,377	(761)	(4,959)				
	計	7,335	954	9,091	17,380	2,393	142	3,612	6,147	1,064	1,201	83,512	8,936	30,693	114,205
63年度 (301日)	個人				近代版画のあけぼの展 (4.23~5.22)	1,579	42	2,166	3,787						
	団体	7,976	750	30,344	39,070	3,126	120	3,140	6,386	(6,071)	(1,952)				
	計	5,583	841	8,091	14,515	4,705	162	5,306	10,173	6,228	1,209	72,542	9,178	43,005	115,547
元年度 (306日)	個人				山陰の海展 (7.28~8.27)	2,954	155	4,757	7,866						
	団体	5,303	702	27,969	33,974	2,142	87	2,728	4,957	(14,834)	(1,664)				
	計	8,720	807	9,123	18,650	5,096	242	7,485	12,823	14,942	1,194	82,846	11,010	39,753	122,599
2年度 (304日)	個人				濱田台児展 (4.28~5.20)	615	77	3,626	4,318						
	団体	5,011	700	25,818	31,529	2,886	244	5,743	8,873	(7,265)	(3,100)				
	計	6,002	677	6,722	13,401	2,445	129	5,547	8,121	7,462	1,127	76,423	9,224	45,746	122,169
3年度 (305日)	個人				マンモスと人類の時代展 (7.25~8.25)	7,495	356	10,470	18,321						
	団体	4,534	702	27,667	32,903	1,306	13	3,278	4,597	(5,888)					
	計	6,790	1,106	7,139	15,036	8,801	369	13,748	22,918	6,161	1,288	79,659	9,744	55,141	134,800
		1,808	34,806	47,938											

区 分	常 設			展 展		特 別	展 展			普及活動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計				
	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	展 覽 會 名		小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	館 内 人			館 外 人	展 示 室 人	講 義 室 人		計	人		
4 年 度 (298日)	個人	4,832	627	27,314	32,773	ま つ り ・ 獅 子 と 龍 (7.24 ～ 8.23)	1,096	90	2,847	4,033	(3,550)	人	人	人	人	人					
	団体	5,757	992	6,020	12,769		1,096	35	3,882	5,013							1,238	3,698	8,910	54,593	115,277
	計	10,589	1,619	33,334	45,542		2,192	125	6,729	9,046							60,684	45,688	6,905	50,875	117,338
5 年 度 (303日)	個人	4,836	679	26,943	32,458	大 海 (7.30 ～ 8.29)	3,858	233	6,625	10,716	(5,415)	人	人	人	人	人					
	団体	6,276	628	5,710	12,614		665	12	2,257	2,934							1,101	5,616	6,905	50,875	117,338
	計	11,112	1,307	32,653	45,072		4,523	245	8,882	13,650							66,463	43,970	6,905	50,875	117,338
6 年 度 (307日)	個人	3,343	477	20,296	24,116	水 木 し げ る と 日 本 の 妖 怪 (4.23 ～ 5.22)	3,816	241	8,558	12,615	(2,180)	人	人	人	人	人					
	団体	7,193	224	4,701	12,118		2,418	43	3,913	6,374							829	2,305	4,767	36,400	95,619
	計	10,536	701	24,997	36,234		6,234	284	12,471	18,989							59,219	31,633	4,767	36,400	95,619
7 年 度 (305日)	個人	3,010	480	20,626	24,116	生 命 40 億 年 の あ ゆ み (7.28 ～ 8.27)	4,669	204	6,929	11,802	(1,466)	人	人	人	人	人					
	団体	3,607	364	4,582	8,553		74	40	1,546	1,660							931	1,626	4,425	33,189	83,257
	計	6,617	844	25,208	32,669		4,743	244	8,475	13,462							50,068	28,764	4,425	33,189	83,257
8 年 度 (311日)	個人	3,646	431	20,677	24,754	大 國 主 と 大 黒 天 (4.26 ～ 5.26)	3,055	31	3,210	3,546	(7,607)	人	人	人	人	人					
	団体	4,532	792	2,541	7,865		54	94	1,967	2,115							(115)	7,774	3,694	29,609	86,329
	計	8,178	1,223	23,218	32,619		1,060	222	12,912	14,194							56,720	25,915	3,694	29,609	86,329

区分 年度	常設展			一般	特別展			研究 相談	普及活動			許可利用			合計
	小・中学生 個人 団体 計	高校生	一般		小・中学生	高校生	一般		計	館内	館外	展示室	講堂 会議室	計	
9年度 (318日)	個人 2,889	430	19,984	人 (第41回) 5,441	人 1,686	人 97	人 3,052	人 4,885	人	人	人	人	人	人	
	団体 3,495 計 6,384	219 649	2,273 22,207	5,987 29,240	47 449 2,182	27 115 239	4,176 5,547 12,775	4,250 6,111 15,196	(205) 1,541	(8,767) 9,109	48,595	3,423	52,018	113,382	
10年度 (305日)	個人 4,824	499	19,948		733	233	3,260	4,226							
	団体 3,663 計 8,487	1,416 1,915	2,962 22,910	(第42回) 5,912	164 897	148 381	3,171 6,431	3,483 7,709	(149) 1,385	[4,717] 4,918	36,098	3,445	39,543	93,800	
11年度 (308日)	個人 2,829	301	17,234		4,673	132	8,324	13,129							
	団体 3,370 計 6,199	703 1,004	2,827 20,061	(第43回) 5,119	25 4,698	12 144	2,157 10,481	2,194 15,323	(278) 1,337	[14,762] 15,007	42,667	4,110	46,777	111,965	

(1) 普及活動・館内欄の〔 〕は常設展示・特別展入館者の内数であり、同欄においては外数、館外欄の〔 〕は巡回展入場者数で内数
(2) 許可利用・展示室欄の〔 〕は共催展入場者数で内数

3 条例・規則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

（利用の許可）

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

（以下附則省略）

別 表（第4条関係）（平成9.4.1施行）

1 入 館 料

区 分		金 額		
		通 常 展 示		特 別 展 示
個 人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	60円	1人1回につき1,000円を超えない範囲内で教育委員会が定める額
	高等学校の生徒	1人1回につき	90円	
	学生又は一般人	1人1回につき	180円	
団 体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	50円	
	高等学校の生徒	1人1回につき	70円	
	学生又は一般人	1人1回につき	150円	

2 展示室等使用料

区 分	金 額	
第 1 展 示 室	1 日につき 21,520円	半日につき 10,810円
第 2 展 示 室	1 日につき 21,520円	半日につき 10,810円
第 3 展 示 室	1 日につき 16,800円	半日につき 8,400円
講 堂	1 日につき 8,610円	半日につき 4,300円
会 議 室	1 時間につき 440円	

備 考

- 1 この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年4月1日鳥取県条例第16号）

最終改正 昭和59年10月9日条例第28号

（設 置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定 数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任 期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解 任）

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）抄

（施 行 期 日）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

○鳥取県美術品取得基金条例（昭和54年3月16日鳥取県条例第2号）

（目 的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、鳥取県美術品取得基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

（設 置）

第2条 美術品の取得に要する経費に充てるため、鳥取県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号）

（最終改正 平成12年1月28日鳥取県教育委員会規則第1号）

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管 理 課	庶務係・設備係
学 芸 課	自然係・美術係・人文係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) その他博物館の事業に関すること。

(係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職 制)

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

- 2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(開館時間)

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第9条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）
- (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み等)

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

- 3 教育委員会は、博物館の利用を許可したときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) その他教育委員会が定める行為。

2 前項第(2)号又は第(4)号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監 督)

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは第(4)号の許可を取り消すことができる。

(1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。

(5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第14条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(委 任)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表（第6条関係）（昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・一部改正）

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・主任・現業主幹

2 事務職員をもって充てる職

主事・博物館司書・現業主事

3 技術職員をもって充てる職

専門学芸員・学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(抄)

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）の授業料並びに鳥取県営社会体育施

設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「県営社会体育施設等」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（授業料等及び使用料の減免）

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の下欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	入 館 料	1 児童又は生徒及びその引率者が教育過程に基づく教育活動として通常展示を観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が、当該障害者の健康の保持及び増進を図るために通常展示を観覧するとき。 3 児童又は生徒が休日等に通常展示を観覧するとき。 4 70歳以上の者が通常展示を観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。
	展示室等使用料	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 3 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。

（減免の申請手続等）

第3条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

（以下附則省略）